

生活交通の維持に関する提言・要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援の充実を図ること。
2. 地域住民にとって最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援の充実を図ること。
3. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路維持に関する財政支援の充実を図ること。
また、離島航路以外の航路についても、航路の維持を助成するための財政支援措置を講じること。
4. 環境に配慮した交通体系の構築を促進するため、ＬＲＴ整備や低公害車普及に対する支援措置を充実すること。
5. タクシーが地域公共交通として機能を十分に発揮できるよう、タクシー適正化・活性化法に基づくタクシー事業の調整を促進させるための支援措置を講じること。